

令和6年 年頭のごあいさつ



独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 豊永 厚志

新年、明けましておめでとうございます。令和6年の新たな年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、長いコロナ禍が収束に向かい、各地で経済活動が力強いものになってきた感があります。中小機構が四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」にも表れています。中小機構でも対面での商談会や展示会などを増やしましたが、活気溢れる会場の様子を、経済回復に向けて高みを目指す中小企業・小規模事業者の皆様の意気込みを感じた一年でもありました。また、一度は途絶えた訪日外国人の数やインバウンド消費が急速に回復するなど、人流や国内消費の拡大が期待されます。

しかしながら、引き続き国際情勢が不安定な中、原材料、資源価格及び物価の高騰に加え、経済活動の活性化等に伴う人手不足が大きな課題となり、事業の成長や安定化に水を差す状況ともなっています。昨年12月に公表した「景況調査」でも、原材料や仕入単価が上昇していると答えた企業が全産業で7割を超える高い水準で推移しており、また、従業員の不足感が強まり、約6割もの企業が不足と回答し、厳しかったコロナ前の水準に戻っています。

こうした中、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化や急速な技術革新の進展、環境制約の高まりといった長期的な課題とともに、現在直面する世界的な物価高や深刻な人手不足などの困難に対応し、柔軟にかつ強靱にこれらを克服することが求められていると考えます。具体的には、(1) IT技術の進展に対応したDXの推進や人手不足等に対応した省力化などビジネスモデルの高度化、(2) コロナで変化した需要構造などを踏まえた販路拡大や輸出・インバウンド需要の積極的取り込み、(3) 確実かつ円滑な事業承継・引継ぎ、(4) 再起を期した事業の活性化や経営の刷新、(5) 環境制約や災害などに対応する強靱さの確保など、様々な挑戦が重要です。

このような認識のもと、中小機構では中小企業・小規模事業者の皆様の「成長・挑戦」、「事業継続・経営体力強化」、「経営環境変化への対応」などをサポートするため以下の事業に取り組む所存です。

1. 地域中核・成長企業への支援

中小企業・小規模事業者の経営者が独自の付加価値を生み出し、成長と挑戦を果すために、事業の成長を支援してまいります。このため、成長志向企業の経営課題に対応し、イノベーションを促進するための相談や助言、ハンズオン支援を提供してまいります。また、中小企業等の株式集約等に資するファンド等を支援することで成長志向企業をバックアップしてまいります。

2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援

中小企業の新たな市場展開や海外進出・輸出拡大を促進するため、輸出や海外展開等に挑戦する中小企業等への相談助言や伴走支援を行います。また、新市場開拓をサポートするため、

優れた製品・技術・サービス等を有する中小企業等と大手・中堅企業や海外企業との新規取引・業務提携等を促進するプラットフォームの運営やそれと連動したきめ細かい展示・商談会の実施を推進します。

3. スタートアップ創出・成長への貢献

成長初期段階やグローバル展開等を指すスタートアップ等に投資を行う国内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資し、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進します。また、必要な経営支援に長けた人材の派遣などを通じてスタートアップの確実な成長を支えます。実践経験を通じた若手キャピタリストの育成にも努めます。

4. 事業継続・経営体力強化への支援

中小企業・小規模事業者の事業継続と地域経済の活性化に向け、経営安定や事業継続のための支援や地域中小企業への面的な支援も実施し、地域経済の発展に寄与していきたいと考えております。このため、中小企業・小規模事業者に事業継承のための様々なノウハウ・情報を提供するとともに、承継や引継ぎに有効な支援ツールの活用を促します。とりわけ、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会それぞれの全国本部の役割を担う組織として、各機関の支援レベルの向上や機関間の連携の促進を図ります。また、これら以外の中小企業団体や地域金融機関などの支援機関との連携や支援人材の育成を通じて、支援活動の拡大を図ります。

5. 経営環境変化への対応を支援

経営資源の確保が困難な中小企業・小規模事業者は、多発する天災やサイバー攻撃、厳しくなる環境制約など昨今の激しい経営環境の変化により経営に著しく影響が及ぶ恐れがあります。そのため、事業者が単独でまたは協力して経営環境の急激な変化に備え、影響を最小限にし、迅速に復活するための支援を実施してまいります。

また、事業運営の基盤ともいべき人材面の課題克服のため、経営知識の習得に加え、経営に関する分析力、洞察力など経営に必要な能力の向上等経営の基盤となる人材の育成を中小企業大学校やハンズオン・伴走で支援します。各種補助事業を通じ、環境変化に対応するための設備投資などの取り組みも支援してまいります。

このように、新年においても引き続き、中小機構は関係機関の皆様と連携して新たなビジネスの創出、生産性の向上をサポートし、地域の活性化と中小企業等の発展に精一杯尽くしてまいります。

皆様方におかれましては、激動する事業環境の変化をチャンスと捉え、新たな成長と発展の一年となりますよう心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

信用組合でもオンライン掛金口座振替設定が利用可能になりました!

令和5年12月16日(土)から、100の信用組合にて、オンライン口座振替受付サービスの利用が可能となり、現在458の金融機関で、オンラインでの掛金口座振替設定ができるようになりました。
(※一部の金融機関ではご利用いただけません。)

ご利用可能な金融機関につきましては、下記二次元コードからご確認ください。

なお、オンライン口座振替受付サービスの利用は個人口座のみとなりますので、法人口座の振替をご希望される場合には、引き続き金融機関の窓口に預金口座振替申出書をご提出ください。

【オンライン口座振替受付サービスの利用が可能な金融機関の一覧】

小規模企業共済



経営セーフティ共済



小規模企業共済

経営セーフティ共済

契約者宛て送付予定のオンライン手続き案内チラシについて

小規模企業共済および経営セーフティ共済では、令和6年1月下旬から、共済の手続きの一部がオンラインでも申請可能となったことを案内するチラシを契約者宛てに送付予定です。また、掛金納付状況のお知らせの送付の際にも、同様にチラシを同封予定です。チラシの内容は、お知らせ一覧のページに1月12日(金)頃に掲載を予定しております。

チラシ (小規模企業共済)



お知らせ一覧
(小規模企業共済)



チラシ (経営セーフティ共済)



お知らせ一覧
(経営セーフティ共済)





小規模企業共済

掛金控除証明書の電子交付のご案内

確定申告や年末調整で所得控除を申請される際に必要となる令和5年『小規模企業共済掛金控除証明書』の**電子交付**について、ご案内いたします。

令和5年11月発行対象者は、11月23日(木)までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、11月24日(金)に一括で電子交付されております。その後は、利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了後、随時電子交付されます。

令和6年2月発行対象者は、2月中旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、2月中旬に一括で電子交付されます。その後は上記と同様に、随時電子交付されます。

なお、ハガキでの『掛金控除証明書』の「控除額」が記載されていない場合は、オンラインでの手続きが完了しても電子交付はされません。

掛金控除証明書のオンラインによる電子交付の詳細については、「小規模企業共済オンライン手続きポータル」専用URLおよび手順書をご確認ください。

電子データのご利用方法について

控除証明書の発行について

○電子データ (XMLファイル) としてご利用の場合

e-Tax利用の場合、そのまま添付書類としてオンライン送信できます。



○印刷してご利用の場合

国税庁ホームページの「QRコード付証明書等作成システム」を使って、電子データ (XMLファイル) を印刷可能な形式 (QRコード付PDFファイル) に変換し、印刷して利用できます。

※上記方法でQRコード付PDFファイルに変換したものではない場合、控除証明書としては認められませんのでご注意ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

国税庁ホームページ



詳細につきましては、国税庁のホームページをご確認ください。

確定申告期の加入促進のお願い

日頃より、共済制度の加入促進に多大なるご協力をいただきありがとうございます。
年度末にかけて確定申告期となり、例年、加入獲得に繋がりやすい時期となります。
委託機関の皆様におかれましては、加入勧奨について一層のご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、年度末においては、加入手続き等の報告遅れにご注意いただきますようお願いいたします。
年度を跨いでしまいますと、特別手数料のお支払いに影響が及ぶ可能性がありますので、お早めに対応ください。

委託機関様の取り組みをご紹介します！

大崎上島町商工会（広島県）

～離島のハンデなし！全会員訪問活動で頼られる商工会～

中小機構 中国本部の紹介コメント

瀬戸内海の真ん中に位置する大崎上島（広島県）は橋の繋がっていない離島です。大崎上島町商工会では、地元出身の森下事務局長のもと、約400の全会員を個別訪問するなど、徹底して事業者寄り添う活動を展開し、小規模企業共済の推進を図っておられます。

島では過疎化が進む一方、島のブランドのレモンで6次化農業を目指すIターン創業者や、Uターンの事業承継者もあり、その方々も商工会がしっかりと伴走し支えておられます。



大崎上島町商工会様からのコメント

当商工会のモットーは「凡事徹底」で、その中でも「毎年の全会員巡回訪問活動」は当商工会の伝統として根付いています。この活動により会員との強固な結び付きが生まれ、会員の紹介によって新規会員が増加し、商工会からの小規模企業共済の加入や増額の提案にも共感して応じてくれています。

離島であるが故に地域商品券やコロナ補助金などの一時的な外貨を町民は島内で消費し、商店・スーパーや飲食店から生産者等会員事業所へとお金は循環します。本土とは橋でのアクセスがないからこそ島内留保がいい意味で保たれ、みんなが潤っています。

ピンチのときこそ、みんなのチャンスであり、頼られる商工会の手腕を発揮するときと思っています。

会員の喜びに満ちた笑顔を想像しながら、地道な活動を日々繰り返してきた成果であるこの度の感謝状贈呈を喜んでいます。

掛金納付状況のお知らせ(掛金納付状況兼領収書)の見方

毎年2月から3月にかけて、中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）のご契約者さまに「掛金納付状況のお知らせ」（掛金納付状況兼領収書）をお送りしておりますが、その見方について中小機構あてにご質問をいただく場合があります。ご質問の多いところをまとめましたので、ご契約者さまからお問い合わせいただいた際にご活用ください。

加入時から令和5年12月までに払い込まれた掛金の合計額
(毎月納付の掛金以外に、前納されている分も含まれています)

「共済貸付金の10分の1に相当する金額」＋
「償還金または違約金に充当された金額」＋
「承継時の返還金額」の合計額

令和5年1月から12月までの払込状況

年分	払込掛金(円)	後納割増金(円)
令和5年1月		
令和5年2月		
令和5年3月		
令和5年4月		
令和5年5月		
令和5年6月		
令和5年7月		
令和5年8月		
令和5年9月		
令和5年10月		
令和5年11月		
令和5年12月		
計		

、解約年月日以降の払込掛金は過納掛金として返還しております。

共済契約者番号	契約成立年月日	掛金月額 円

払込掛金合計額① (年 月 末)	円	【払込掛金合計額】払込まれた掛金の合計額です。ただし、後納割増金は含まれません。
控除金合計額② (年 月 末)	円	
払込掛金残額③(①-②)	円	【控除金合計額】共済貸付金の%に相当する金額と掛金をもって共済金の償還、一時貸付金の償還又は違約金の納付に充てられた金額および承継時の返還金額との合計額です。【払込掛金残額】払込掛金合計額から控除金合計額を差引いた掛金の残額です。
払込掛金残額の 内 前納金	円	

【掛金充当額】払込掛金残額のうち、納付月の到来した掛金に充当された金額です。
【前納金】払込掛金残額のうち、納付月の未だ到来しない前納金の預り額です。

掛金前納による減額金支払状況	解約年月日
取扱期間 支払月 支払金額	

解約年月日が、印字されている場合は、既にご解約済です。

令和5年12月末日現在

令和6年1月末日現在

解約年月日が印字されている場合は、既にご解約済です

払込掛金残額(=③-④)のうち、掛金として納付する月が到来したもので、既に掛金に充当した金額

掛金を前納されたことに伴い中小機構がお支払いした前納減額金と支払年月(令和5年6月支払者が対象)

払込掛金残額(=③-④)のうち、前納金として支払った額で、掛金として納付する月が到来していないため、中小機構がお預かりしている金額

「掛金納付状況のお知らせ」が届かない場合

ご契約者さまが事業所移転等をされた際に、中小機構に住所変更等の手続きをいただけていないため、「掛金納付状況のお知らせ」が届かないことが多くあります。

【**契約変更届出書(様式①113)**】が経営セーフティ共済の変更届となっております。【**契約変更届出書(様式①113)**】をご提出いただくことで、次回からの通知物に変更先の住所に送付されます。登録取扱機関で所定の手続き後、下記に送付をお願いいたします。【**gBizIDプライム**】のアカウントをお持ちのご契約者さまは**オンライン申請も可能です**。なお、「掛金納付状況のお知らせ」に関するお問い合わせは、**共済相談室：TEL 050-5541-7171**へご連絡ください。

【**契約変更届出書(様式①113)**】等送付先 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小機構 共済事業グループ 倒産防止共済契約課あて

特設サイト『共済サポートnavi』を準備中です！

小規模企業共済・経営セーフティ共済について紹介する特設サイト『共済サポートnavi』を2024年2月中に公開予定です。お客様や委託機関の皆様の疑問が解決できるサイトを目指し、従来サイトよりも手続き説明等を詳細化するとともに、よくあるご質問（共済FAQ）の拡充に取り組んでいます。

公開時、改めて中小機構ホームページでもお知らせいたします。



『機構公式HP』もリニューアル準備中です！

『共済サポートnavi』の新設に加え、『機構公式HP』も2024年2月29日(木)に公開予定です。デザインを一新するほか、お悩み別に支援サービスを紹介することで、すぐにお求めの情報へ辿り着けるようなページ構成など、ユーザビリティの向上も予定しています。

『機構公式HP』は、中小企業の方だけでなく、支援機関の皆様が現場で使える便利なツールの紹介、企業支援スキル向上のためのセミナー・研修情報、支援にお役立ていただける中小企業の景気動向の情報、などなど、様々な情報をご提供しています。ぜひご活用ください！



中小企業の
みなさま

支援機関の
みなさま

IT化のお悩み



IT経営サポートセンター

が解決します!



IT専門家によるオンライン相談

中小機構が運営する、IT化のお悩みを気軽に相談できるオンライン面談サービスです。実務経験豊富なITの専門家が、中小企業の皆さまのIT化による経営課題の解決に向けて、課題を整理・見える化したり、具体的なご相談にお応えしたりと実践的なアドバイスを行います。**また、中小企業のIT化を支援する支援機関の皆さまも相談できます。**

おすすめ ポイント >>>>>

POINT 1

具体的な課題がわからなくても、ITの専門家と話すことでお悩みや問題点を整理できます。

POINT 2

IT戦略ナビを活用し、課題を「見える化」。経営課題や業務の状況などに応じて、具体的なIT戦略の方針やツールについてアドバイスします。

POINT 3

オンライン面談なので、いつでもどこからでも気軽にご利用いただけます。複数回のご利用も可能です。

IT経営サポートセンター



まずは
アクセス!
it-sodan.smrj.go.jp



ITプラットフォームでは、中小企業の皆様の経営課題をIT導入により解決に導くためのIT化支援策を総合的に発信しています。

www.smrj.go.jp/tool/itpf/



ここからアプリ

アプリの選択や導入事例も充実!
<https://ittools.smrj.go.jp/>



IT戦略ナビ

IT活用法を5分でナビゲート!
<https://ittools.smrj.go.jp/>

共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、中小機構ホームページ内の「お問い合わせフォーム」や「よくあるご質問」をご利用いただくか、共済相談室にお電話ください。

共済相談室 **☎050-5541-7171** (営業時間：平日 午前9時～午後5時)

中小機構HP (共済制度) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

